

株 主 各 位

東京都港区西新橋一丁目2番9号  
株式会社ビジネスブレイン太田昭和  
代表取締役社長 石川俊彦

### 第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 平成28年6月23日（木曜日）午前10時  |
| 2. 場 所          | 東京都港区西新橋一丁目2番9号<br>日比谷セントラルビル21階 会議室<br>（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第49期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役<br>会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第49期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）<br>計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項         |   |
| 第1号議案           | 定款一部変更の件  |
| 第2号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件  |
| 第3号議案           | 監査等委員である取締役3名選任の件   |
| 第4号議案           | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  |
| 第5号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の<br>件  |
| 第6号議案           | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件   |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正  
が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス  
<http://www.bbs.co.jp/>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

###### 【全般的状況】

わが国経済の状況は、政府主導による各種経済対策や日本銀行による金融緩和の継続実施を背景に、企業収益や雇用情勢の改善がみられ、緩やかな回復基調で推移しました。一方、米国の金融政策の影響、中国を始めとするアジア新興国経済の景気減速、原油価格下落の影響等により、一部に輸出の伸び悩みや個人消費の低迷感がみられ、先行きは不透明な状況にあります。

このような経済環境のもと、当社グループにおいては、受注環境は、前連結会計年度に引き続き堅調に推移しております。売上に関しても、前連結会計年度にて取得した損害保険会社の保険代理店向けシステムサポートサービス事業の連結業績への反映及び当連結会計年度において取得した人事・給与業務アウトソーシングサービス事業等によりマネージメントサービス(BPO)事業の売上が増加したこと、また、コンサルティング・システム開発事業の売上も前連結会計年度を上回る推移を見せ、売上拡大を実現しております。一方、売上総利益については、売上増加に伴う外部委託費の増加、BPO案件拡大にかかる当初コストの負荷があることや、一部の案件において不採算プロジェクトが発生したことなどの要因により、前連結会計年度に比べ利益率で下回る結果となりました。また販売費及び一般管理費については、人材確保のための採用コストの増加等により前連結会計年度と比較し増加しております。

その結果として、当連結会計年度における業績は、売上高20,540百万円(前連結会計年度比12.0%増)、営業利益891百万円(前連結会計年度比14.7%減)、経常利益918百万円(前連結会計年度比14.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益551百万円(前連結会計年度比12.8%減)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### 【コンサルティング・システム開発事業】

コンサルティング・システム開発事業の当連結会計年度は売上高16,251百万円（前連結会計年度比8.1%増）、セグメント利益705百万円（前連結会計年度比25.4%減）となりました。

会計システムのコンサルティングにつきましては、会計システム及びその周辺システムの再構築や同領域に係る業務改善に関して主要顧客を中心に案件を獲得しており、前連結会計年度を上回る売上を確保しております。

会計を中心としたシステム開発につきましては、受注に関して主要顧客を中心に案件を獲得しており、前連結会計年度を上回る結果となりました。しかしながら、売上につきましては、一部の案件において不採算プロジェクトが発生したことによる案件の停滞等が発生したため前連結会計年度を下回っております。また、利益につきましても、外部委託費の増加や人材確保のためのコスト増加及び一部の案件において不採算プロジェクトが発生したことにより利益率低下を招き、前連結会計年度を下回る結果となりました。

証券・銀行・生損保等金融業界のシステム開発につきましては、法制度改正に係るシステム改修対応案件の拡大及び前連結会計年度における株式相場の上昇に伴う顧客の情報化投資案件を堅調に獲得したことにより、受注・売上・利益ともに前連結会計年度を大きく上回る実績を確保しております。

ネットワークセキュリティに関する分野につきましては、標的型サイバー攻撃に対する脅威を社会全体が認識する環境となり、多くの企業からの引き合いを頂き需要の高まりを切に感じており、受注は前連結会計年度を大きく上回る結果となっております。また、これに伴い売上も前連結会計年度を大きく上回る実績を確保しております。この反面、受注増加に対する業務基盤の拡充に伴う人材採用や事業所移転・拡張によるコストの増加により、利益につきましては、前連結会計年度を若干上回る程度となりました。

PLM(Product Lifecycle Management)支援ソリューションにつきましては、製造業を中心とした製品設計の効率化をもたらすソリューションを提供しておりますが、従来のPLMパッケージでは実現出来なかった製品管理を可能にしたソリューションである「PLMconsole」を中心に案件を獲得しております。結果として売上・利益ともに前連結会計年度と同水準を確保しております。

## 【マネージメントサービス（BPO）事業】

マネージメントサービス（BPO）事業の当連結会計年度は売上高4,289百万円（前連結会計年度比29.7%増）、セグメント利益190百万円（前連結会計年度比76.4%増）となりました。

従来より静岡地区にて事業を行ってございました国内企業を中心とした給与・労務等に係るアウトソーシングにつきましては、引き続き好調に推移しております。また、当連結会計年度において取得した新潟地区を中心とした人事・給与業務アウトソーシングサービス事業に関しましても計画通り堅調に推移しており、結果として売上・利益ともに前連結会計年度を上回る実績を確保しております。

グローバル・シェアード・サービス事業につきましては、アジア進出企業向けBPOコンサルティングを中心に事業展開を行っており、前連結会計年度に引き続き受注・売上ともに堅調に推移しております。しかしながら、利益につきましては、案件拡大に伴う初期コストの発生のため、前連結会計年度を下回る結果となっております。

外資系企業を中心とした経理・財務等のアウトソーシング及びIT技術者の派遣・ITソリューションにつきましては、前連結会計年度において、IT技術者派遣事業の事業譲渡を行った結果、受注・売上ともに、前連結会計年度を下回る結果となりました。しかしながら、低迷していたIT技術者派遣事業の譲渡に伴う経費削減効果もあり、利益については概ね前連結会計年度と同水準を確保しております。

人材派遣につきましては、マイナンバー対応の案件もあり、受注・売上・利益ともに前連結会計年度を上回る実績を確保しております。

医療機関等に対する人材派遣・事務請負につきましては、医療関連コンサルティングの増加及び人材派遣案件の増加により、受注・売上ともに前連結会計年度を上回る実績を確保しております。

熊本でのBPOセンター事業につきましては、BPOビジネス拡大に伴い案件を獲得しており、売上・利益ともに堅調に増加しており前連結会計年度を大きく上回る実績を確保しております。一方で事業所拡張に伴う設備投資関連費用が増加するとともに、雇用市況の改善に伴い人材採用が機動的にできない傾向となっており、採用コストを含めた人件費の採算性が今後の課題となっております。前第2四半期連結会計期間にて取得した損害保険会社の保険代理店向けシステムサポートサービス事業につきましては、グループのシナジー効果によるマニュアル作成案件やヘルプデスク移管業務などの受注も獲得していること、また、当社グループの事業拠点への移転によるコスト削減効果もあり、売上・利益ともに堅調に推移しております。

以上の結果、当社グループの事業別売上の状況は、次のとおりとなりました。

| 事                 | 業 | 売上高(百万円) | 構成比(%) |
|-------------------|---|----------|--------|
| コンサルティング・システム開発   |   | 16,251   | 79.1   |
| マネージメントサービス (BPO) |   | 4,289    | 20.9   |
| 合                 | 計 | 20,540   | 100.0  |

② 設備投資の状況

当社グループでは、当連結会計年度において、総額274百万円の設備投資を行っております。

その主なものは、事務所移転等による有形固定資産の取得133百万円、自社利用を目的としたソフトウェアの作成及び購入72百万円、販売を目的としたソフトウェアの作成・取得63百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は平成28年2月に株式会社BBSアウトソーシングサービスの株式を取得し、連結子会社といたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分                            | 第46期              | 第47期              | 第48期              | 第49期（当期）          |
|--------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                                | 平成24.4<br>～平成25.3 | 平成25.4<br>～平成26.3 | 平成26.4<br>～平成27.3 | 平成27.4<br>～平成28.3 |
| 受 注 高                          | 15,873            | 16,663            | 19,315            | 20,284            |
| 売 上 高                          | 15,978            | 16,973            | 18,336            | 20,540            |
| 経 常 利 益                        | 811               | 1,022             | 1,067             | 918               |
| 親 会 社 主 に 帰 属 す る<br>当 期 純 利 益 | 464               | 567               | 632               | 551               |
| 1 当 株 主 純 利 益                  | 65円70銭            | 110円26銭           | 122円30銭           | 103円56銭           |
| 総 資 産                          | 10,300            | 10,660            | 11,693            | 12,642            |
| 純 資 産                          | 5,160             | 5,550             | 6,379             | 6,998             |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                  | 資 本 金     | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                    |
|------------------------|-----------|----------|----------------------------|
| 株式会社ミックス               | 40,000千円  | 100.0%   | 医療福祉機関の運営支援及び業務改善の指導       |
| グローバルセキュリティエキスパート株式会社  | 270,000千円 | 51.0%    | セキュリティ関連のコンサルティング及びソリューション |
| 株式会社ファイナンシャルプレインシステムズ  | 410,000千円 | 90.6%    | 金融機関向けシステム開発               |
| 株式会社E P コンサルティングサービス   | 300,000千円 | 100.0%   | 経理・財務、人事・給与、IT分野のアウトソーシング  |
| 株式会社PLMジャパン            | 99,000千円  | 51.0%    | PLMシステム構築支援ソリューション         |
| 株式会社アイ・エス・エス           | 41,000千円  | 90.2%    | 人材派遣、人材紹介、データエントリー         |
| 株式会社B B S アウトソーシング     | 10,000千円  | 100.0%   | 経理・財務及び人事・給与分野のアウトソーシング    |
| 株式会社テクノウェアシステムズ        | 100,000千円 | 100.0%   | 損害保険会社の保険代理店向けシステムサポート     |
| 株式会社B B S アウトソーシング熊本   | 9,500千円   | 100.0%   | 経理・財務及び人事・給与分野のアウトソーシング    |
| 株式会社B B S アウトソーシングサービス | 100,000千円 | 100.0%   | 人事・給与分野のアウトソーシング           |

- (注) 1. 株式会社B B S アウトソーシング熊本は平成28年1月6日に新たに設立したため、連結子会社となりました。
2. 株式会社B B S アウトソーシングサービスは平成28年2月1日の株式取得に伴い、連結子会社となりました。

#### (4) 対処すべき課題

わが国経済は、政府主導による各種経済対策や日本銀行による金融緩和の継続実施を背景に、企業収益や雇用情勢の改善がみられ、緩やかな回復基調が続いているものの、米国の金融政策の影響、中国を始めとするアジア新興国経済の景気減速、原油価格下落の影響等により、一部に輸出の伸び悩みや個人消費の低迷感がみられ、景気の先行きは依然として不透明な状況が続くと思われまます。国内企業を主要顧客とする当社グループにおいても同様の事業環境が想定されますので、企業経営において注意深い配慮と戦略が必要とされております。平成28年4月14日以降に発生いたしました平成28年（2016年）熊本地震については、一日も早い復興が望まれますが、完全に復興するまでには、相当の期間を要するものと思われまます。熊本に一部マネージメントサービス（BPO）事業を展開している当社及び当社グループにおいては、既に業務を再開しておりますが、今後、地域の復興に貢献しながら、より一層の戦略的な事業展開をしてまいります。

このような環境下におきましては、グループ経営基盤の強化と安定化・高付加価値化に向けた事業ポートフォリオ改革の推進が中心的な課題となりますが、生産性向上や総原価低減による競争力強化への取り組みも継続的な課題であります。また、昨今の事業環境の変化を勘案しますと、顧客企業の事業活動に連動したグローバル事業の拡大や公正・適切な企業活動を通じた社会貢献についてもより一層の取り組みが必要な課題と考えております。上記の課題に対応するため、具体的には以下の方針で対処してまいります。

##### ① グループ経営基盤の強化

グループ連携による事業最適化の推進、各社得意分野・成長分野への集約を図ると共に、「人財力(ちから)アップ」により企業体質の強化を図ってまいります。

- ・営業・コンサルティング・ソリューション三位一体となった事業モデルの推進
- ・開発プロセスの見直し、PMの強化による不採算プロジェクトの撲滅
- ・営業プロセス及び営業管理の強化とグループ営業シナジーの発揮
- ・継続的「人財開発」による人財力のアップ
- ・協業パートナー開拓による外部「人財」の確保

## ② 事業ポートフォリオ改革の推進

事業の安定化・高付加価値化に向けた取り組みを加速させてまいります。  
・既存顧客との関係強化を図り、繰り返し受注による安定収益確保とリスクの低減

- ・マネージメントサービス（BPO）事業の拡大による経営の安定化
- ・市場動向を先取りした新規サービスの早期立ち上げと他社差別化の強力推進

## ③ 重点事業の拡大

重点成長分野の体制強化を図り、事業を拡大させてまいります。

- ・中国、ASEANを中心としたグローバル事業の拡大
- ・グローバル化によるアウトソーシング事業の拡大
- ・セキュリティ事業3倍化に向けて事業体制の整備、確立

## ④ 経営体力の強化

革新的な生産性向上や総原価低減による競争力強化への取り組みを継続させてまいります。

- ・コンサルティング・システム開発業務の体制整備・強化と「人財」の早期育成・確保
- ・経営会計を中心とした必要スキルの明確化と教育プログラムの整備、実施
- ・プロジェクト管理と生産性向上の定着によるシステム開発力の向上
- ・グローバル人財確保のための社内ローテーションの推進
- ・販管費率の低減による収益確保

## ⑤ 公正・適切な企業活動を通じた社会貢献

- ・東証一部上場会社としての自覚と「コンプライアンスガイド」の遵守
- ・CSR・プロモーション活動強化によるブランド価値の向上
- ・社員の安心・安全・安定を実現するための職場環境づくり
- ・働きやすく、活力ある職場の実現

名実ともに上場会社としての誇りを持ち、それにふさわしい安定経営を実現するため、グループ全員が一人ひとりの力を発揮し、生き生きと仕事に取り組める環境を実現し、その結果として組織としての活動を活性化し、事業拡大を推進させてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は次のとおりであります。

| 事業                  | サービス内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| コンサルティング<br>・システム開発 | コンサルティング<br>○連結経営管理基盤の構築<br>連結経営管理基盤 グランドデザイン、連結予算管理、連結資金管理、<br>連結原価管理、連結会計、内部取引管理、プロジェクト会計、<br>連結業績管理、統合マスター管理、経営情報管理、<br>サプライチェーン・プロフィット・マネージメント<br>○単体会計コンサルティング<br>財務会計、原価計算・原価管理、予算管理・見通し管理、<br>製品ライフサイクル管理、資金管理<br>○基幹業務管理<br>調達購買管理<br>○人事管理<br>人事制度構築支援<br>○間接業務の集約化<br>SSC（シェアード・サービス・センター）構築支援サービス<br>○業務・システム診断、評価<br>間接業務最適化診断サービス、業務アプリケーションRFP作成&選定<br>支援サービス、システム診断（ITガバナンス評価）、ホワイトカラー<br>業務の可視化・効率化<br>○法令対応コンサルティング<br>IFRS対応、内部統制コンサルティング、電子帳簿保存法対応、マイナ<br>ナンバー・ソリューション<br>○中国アジア進出支援<br>Global Shared Service（グローバル・シェアード・サービス）、<br>New Golden Triangle Service、China&Asia Landing Service、<br>仕訳HUBクラウド&CFO代行サービス<br>○情報セキュリティ研究所<br>情報漏えい対策への支援サービス<br>○セキュリティリスクマネージメント（BCP、標的型メール訓練サービ<br>ス）コンサルティング<br>○ISO、プライバシーマーク等認証取得支援 |
|                     | システム開発<br>○MBB業務テンプレート<br>工事管理テンプレート、販売管理テンプレート、不動産賃貸管理テン<br>プレート、調達・購買テンプレート、プロジェクト管理テンプレート、<br>仕訳HUBテンプレート、会計テンプレート<br>○業務パッケージ導入<br>ACT-Potentia、ACT-NetPro、仕訳HUB、QlikView、DIVA<br>○スクラッチ開発<br>統合開発支援ツールMBBの利用、M-SI開発標準の利用<br>○エンジニアリング分野における各種ソリューションの提供と導入<br>（PLMconsole、CADデータ管理、部品表ソリューション3D-BOM、工程<br>設計ソリューション）<br>○証券・金融系システムソリューション<br>○医療・福祉関連の経営改善支援、システム開発                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

| 事業                       | サービス内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| マネージメントサービス<br>( B P O ) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○人事・給与・労務アウトソーシング</li> <li>○経理財務アウトソーシング</li> <li>○情報システムアウトソーシング</li> <li>○IFRSマネージメントサービス</li> <li>○医療福祉機関の運営支援、医療事務代行</li> <li>○人材派遣、データエントリー</li> <li>○データセンターの運営管理支援</li> <li>○外資系企業の国内支社向けアウトソーシング</li> <li>○損害保険会社の保険代理店向けシステムサポート</li> <li>○コールセンター</li> </ul> |

(6) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

① 当社

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 本社  | 東京都港区              |
| 事業所 | 大阪市北区、名古屋市中区、浜松市中区 |

② 主要な子会社

|                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 株式会社ミックス              | 静岡市葵区、東京都港区        |
| グローバルセキュリティエキスパート株式会社 | 東京都港区              |
| 株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ | 東京都港区              |
| 株式会社E Pコンサルティングサービス   | 東京都港区              |
| 株式会社P L Mジャパン         | 東京都港区、名古屋市中区、大阪市北区 |
| 株式会社アイ・エス・エス          | 浜松市中区、東京都港区        |
| 株式会社BBSアウトソーシング       | 東京都港区、熊本市中央区       |
| 株式会社テクノウェアシク          | 東京都港区              |
| 株式会社BBSアウトソーシング 熊本    | 熊本市中央区、東京都港区       |
| 株式会社BBSアウトソーシング サービス  | 東京都豊島区、新潟市中央区      |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## (7) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

| 事業               | 従業員数（人）    | 前連結会計年度末比増減（人） |
|------------------|------------|----------------|
| コンサルティング・システム開発  | 726（45）    | 53（3）          |
| マネージメントサービス（BPO） | 391（395）   | 111（179）       |
| 全社（共通）           | 21（14）     | -4（5）          |
| 合計               | 1,138（454） | 160（187）       |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 従業員数が前連結会計年度末と比べて、160名増加しました主な理由は、平成28年2月に株式会社BBSアウトソーシングサービスを連結子会社化したためであります。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数（人） | 前事業年度末比増減（人） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） |
|---------|--------------|---------|-----------|
| 470（93） | 18（23）       | 40.4    | 10.9      |

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 借入先           | 借入額       |
|---------------|-----------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 140,000千円 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 60,000千円  |

- (注) 三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入額60,000千円は、従業員持株ESOP信託による借入金であります。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成27年8月26日付をもちまして、当社株式は東京証券取引所市場第二部から同取引所市場第一部銘柄に変更いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 35,600,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 8,000,000株  |
| ③ 株 主 数      | 9,094名      |
| ④ 大株主（上位10名） |             |

| 株 主 名                                          | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------|----------|---------|
| B B S グループ従業員持株会                               | 470,980株 | 7.66%   |
| 株 式 会 社 ケ イ ・ ワ イ                              | 440,700  | 7.17    |
| J F E システムズ株式会社                                | 300,000  | 4.88    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(株式付与E S O P信託口・75753口)  | 273,000  | 4.44    |
| 株式会社日立ソリューションズ                                 | 260,000  | 4.23    |
| 株 式 会 社 プ ロ ネ ク サ ス                            | 250,000  | 4.06    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(役員報酬B I P信託口・75813口)    | 210,000  | 3.41    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(従業員持株E S O P信託口・75561口) | 144,400  | 2.34    |
| 関 節                                            | 120,000  | 1.95    |
| 木 村 幸 弘                                        | 113,300  | 1.84    |

(注) 1. 当社は、自己株式を1,851,939株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

3. 当社は、平成27年5月26日開催の取締役会及び平成27年6月23日開催の定時株主総会において、対象会社の取締役を対象に、これまで以上に各対象会社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、業績達成度等に応じた株式報酬制度「役員報酬B I P信託」の導入を決議いたしました。この導入に伴い、平成27年9月14日付にて、当社株式210,000株が三菱UFJ信託銀行株式会社に信託され、共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口・75813口）の名義となっております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (2) 新株予約権等の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 氏 名       | 地位及び担当                                                          | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                       |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 石 川 俊 彦   | 代 表 取 締 役 社 長                                                   |                                                                                       |
| 神 村 昌 宏   | 代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員<br>(グ ル ー プ 事 業 統 括)                      | 株 式 会 社 P L M ジ ャ パ ン 代 表 取 締 役<br>株 式 会 社 B B S ア ウ ト ソ ー シ ン グ サ ー ビ ス 代 表<br>取 締 役 |
| 野 崎 正 幸   | 取 締 役 常 務 執 行 役 員<br>(グ ル ー プ 管 理 統 括<br>兼 管 理 本 部 長)           |                                                                                       |
| 小 宮 一 浩   | 取 締 役 常 務 執 行 役 員<br>(コ ン サ ル テ ィ ン グ<br>統 括 本 部 長)             | 株 式 会 社 B B S ア ウ ト ソ ー シ ン グ 代 表 取 締 役                                               |
| 松 本 松 仁   | 取 締 役 執 行 役 員<br>(グ ル ー プ 調 達 統 括<br>兼 調 達 本 部 長)               | 株 式 会 社 アイ ・ エ ス ・ エ ス 代 表 取 締 役                                                      |
| 松 井 雅 史   | 取 締 役 執 行 役 員<br>(グ ル ー プ 製 造 統 括 兼<br>ソ リ ュ ー シ ョ ン 統 括 本 部 長) |                                                                                       |
| 井 上 典 久   | 取 締 役 執 行 役 員<br>(営 業 企 画 推 進 本 部 長)                            |                                                                                       |
| 梅 澤 恵 二   | 取 締 役                                                           | 株 式 会 社 ファ イ ナ ン シ ャ ル プ レ イ ン シ ス テ ム ズ 代 表 取 締 役                                    |
| 井 上 雅 行   | 取 締 役<br>(社 外 取 締 役)                                            | 株 式 会 社 日 立 ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ 取 締 役 常 務 執 行 役 員                                         |
| 長 谷 川 洋 一 | 取 締 役<br>(社 外 取 締 役)                                            | 株 式 会 社 東 京 ロ ジ テ ッ ク 顧 問<br>株 式 会 社 エ ミ ー 顧 問                                        |
| 岩 渕 信 夫   | 常 勤 監 査 役<br>(社 外 監 査 役)                                        | 公 認 会 計 士<br>株 式 会 社 ウ イ ル プ ラ ス ホ ー ル デ ィ ン グ ス 社 外 監 査 役                            |
| 渋 谷 道 夫   | 監 査 役<br>(社 外 監 査 役)                                            | 公 認 会 計 士<br>株 式 会 社 新 生 銀 行 社 外 監 査 役                                                |
| 立 岡 繁     | 監 査 役<br>(社 外 監 査 役)                                            |                                                                                       |
| 古 谷 伸 太 郎 | 監 査 役<br>(社 外 監 査 役)                                            | 公 認 会 計 士                                                                             |

- (注) 1. 取締役井上雅行氏、長谷川洋一氏は、社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役岩渕信夫、監査役の渋谷道夫、立岡繁、古谷伸太郎の各氏は、社外監査役  
 であります。  
 3. 常勤監査役岩渕信夫、監査役渋谷道夫及び監査役古谷伸太郎の各氏は、公認会計士の  
 資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、井上雅行、長谷川洋一、岩渕信夫、渋谷道夫、立岡繁、古谷伸太郎の各氏を  
 東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ② 事業年度中に辞任した取締役及び監査役  
 該当事項はありません。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                    | 支給人員       | 支給額            |
|------------------------|------------|----------------|
| 取(う)ち社(外)取(締)役(外)取(締)役 | 10名<br>(3) | 155百万円<br>(4)  |
| 監(う)ち社(外)監(査)役(外)監(査)役 | 4名<br>(4)  | 13百万円<br>(13)  |
| 合(う)ち社(外)役(員)計         | 14名<br>(7) | 168百万円<br>(17) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成4年6月26日開催の第25回定時株主総会において年額200万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第37回定時株主総会において年額400万円以内と決議いただいております。  
 4. 報酬等の総額には、平成27年6月23日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。なお当事業年度末日現在の会社役員の数人は、取締役10名及び監査役4名であります。  
 5. 取締役の員数は10名ですが、無支給者が1名いるため支給員数と相違しております。  
 6. 当社は、平成25年6月25日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会后引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。これに基づき、当事業年度中に退任した顧問(元取締役)1名に対し、13百万円の役員退職慰労金を支給しております。  
 7. 上記の他、平成27年6月23日開催の第48回定時株主総会において承認された当事業年度における役員報酬B I P信託引当金の繰入額は取締役7名に対し、6百万円であります。

### ④ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

| 地 位 | 氏 名     | 兼 職 す る 法 人 等          | 兼職の内容     |
|-----|---------|------------------------|-----------|
| 取締役 | 井上 雅行   | 株式会社日立ソリューションズ         | 取締役常務執行役員 |
| 取締役 | 長谷川洋一   | 株式会社東京ロジテック<br>株式会社エミー | 顧問<br>顧問  |
| 監査役 | 岩 渕 信 夫 | 株式会社ウイルプラスホールディングス     | 社外監査役     |
| 監査役 | 渋谷 道夫   | 株式会社新生銀行               | 社外監査役     |
| 監査役 | 立 岡 繁   | —                      | —         |
| 監査役 | 古谷伸太郎   | —                      | —         |

- (注) 1. 当社と株式会社日立ソリューションズとは資本提携及び業務提携をしておりません。
2. 当社と株式会社東京ロジテックとの間に重要な取引関係はありません。
3. 当社と株式会社エミーとの間に重要な取引関係はありません。
4. 当社と株式会社ウイルスプラスホールディングスとの間に重要な取引関係はありません。
5. 当社と株式会社新生銀行との間に重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 氏名            | 主な活動状況                                                                                                   |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 井上 雅行     | 取締役就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、株式会社日立ソリューションズ取締役常務執行役員の実験を踏まえ、営業面及び管理面に関する発言がなされました。                      |
| 取締役 長谷川 洋一    | 取締役就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、経営者としての豊富な経験と東南アジアに関する見識をもとに、営業面やグローバル展開にあたってのリスク管理を含めた発言がなされました。          |
| 監査役 岩 渕 信 夫   | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席、監査役会14回のうち13回に出席し、長年の公認会計士としての経験を踏まえ、会計監査人の会計監査、内部統制の状況等に関する発言がなされました。       |
| 監査役 洪 谷 道 夫   | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回全てに出席、監査役会14回のうち14回全てに出席し、長年の公認会計士としての経験を踏まえ、会計的な側面からの発言や内部統制の状況等に関する発言がなされました。  |
| 監査役 立 岡 繁     | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回全てに出席、監査役会14回のうち14回全てに出席し、これまでの株式会社日立コンサルティング副社長における経験等から、営業面及び管理面に関する発言がなされました。 |
| 監査役 古 谷 伸 太 郎 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回全てに出席、監査役会14回のうち14回全てに出席し、長年の公認会計士としての経験を踏まえ、主に会計的な側面及び法的な側面からの発言がなされました。        |

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも法令が定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名 称 ひびき監査法人

#### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 22,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である合意された手続業務を委託し、対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役をはじめとする全従業員がとるべき行動の基準・規範を示した「BBSグループ社員行動規範」を制定し、これを当社グループの企業活動の企業倫理として当社グループの全従業員が遵守する。
- ② 当社の取締役は、BBSグループ全体におけるコンプライアンスの遵守及びその徹底を率先垂範するとともに、その実践的運用を行う体制を構築し、当社グループの全従業員に対するコンプライアンス教育を実施する。
- ③ 当社は、常勤取締役及び常勤監査役で構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、BBSグループのコンプライアンス体制の整備、計画及び問題点等の把握を行う。
- ④ BBSグループにおいて法令、社内規則や社会倫理に反すると疑われる行為があった場合、これを直接通報できる体制を確保する。このために、BBSグループに「内部通報制度運用規程」を定め、通報窓口として社外弁護士を含む「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。通報者においては、本人の希望により匿名性が約束され安全と利益が保証される。コンプライアンス委員会は、必要に応じ通報事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役と協議のうえ、必要と認められる適切な対策を行う。必要であると認めた場合、BBSグループ内において事実を開示し、対策及び結果について周知徹底する。
- ⑤ 当社は、代表取締役社長直轄の監査室を設ける。監査室は、BBSグループの業務全般に関し法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役会に対して報告するとともに、内部監査により判明した指摘事項についてフォローアップを実施しBBSグループ全体のコンプライアンスの推進に努める。
- ⑥ BBSグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的組織による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持し、また反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、健全な企業経営を実現する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ）、その他の重要な情報を社内規程に基づき各々の担当職務に従い適切に保存、管理する。
    - イ. 株主総会議事録及びその関連資料
    - ロ. 取締役会議事録及びその関連資料
    - ハ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録
    - ニ. 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
    - ホ. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
  - ② 上記(1)に定める文書は少なくとも10年間保管するものとし、株主を含む権限者及び必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。
  - ③ 取締役会の議長は、情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となり、この任務には会社法所要の議事録の作成に係る職務を含むものとする。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 事業の継続、発展を実現するため、「リスクマネジメント委員会」を設置し、委員会の統括責任者としてリスクマネジメント担当取締役を任命する。
  - ② リスクマネジメント委員会は、リスクの種類ごとに責任部署を定め、グループ会社の各責任者はリスク管理の実効性を高めるための諸施策を立案、実施し、適宜リスク管理の状況をモニタリングする。
  - ③ リスクマネジメント委員会は、BBSグループの経営に多大な影響を与えるリスクが発生した場合に備え、予め必要な対応方針、体制等を整備し、発生したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な措置を講じるための対応を行う。
  - ④ 債権管理等に関しては、債権管理に関連する規程、取引先選定基準等の事業遂行上のリスクを管理する規程等にしがたって処理し、事故の防止に努める。
  - ⑤ 経営会議、グループ経営会議及び情報セキュリティ委員会は、平時において有事対応体制の整備を行い、有事の対応については、BBSグループの職務分掌に基づく役割分担に応じ連携してこれにあたる。

(4) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報を適正かつ適時に報告するため、内部統制の基本方針を定め、財務報告の信頼性向上に係る内部統制システムの整備・充実を図る。

(5) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、職務の執行の決定が適切かつ迅速に行われるよう、経営会議及びグループ経営会議を設置し、全般的経営方針、経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議する。
  - ② 当社及び当社子会社の取締役会において、経営計画の策定、経営計画に基づく各業務担当取締役による事業部門ごとの業績目標と予算を設定し、月次ならびに四半期業績管理を実施する。また、取締役会及び経営会議、グループ経営会議による月次、四半期業績のレビューと改善策の実施を適切に行い、取締役の職務遂行の効率化を図る。
  - ③ 取締役会が十分に機能するよう、その運営実務を遂行するための事務局を設置する。
  - ④ 当社代表取締役社長は、BBSグループの事業とスタッフから構成される全体組織を統括し、その効率的運営と監視、監督体制の整備を行う。
  - ⑤ 各取締役の職務分掌と権限については、適切な役割分担と連携が確保される体制を構築する。
  - ⑥ コーポレート・ガバナンスの視点から、取締役の職務の執行を監視し、ガバナンスの強化を図るために、「コーポレート・ガバナンス委員会」を設置する。
  - ⑦ 当社及び当社子会社中期経営計画及び年度予算を策定し、グループ全体としての目標達成に向けて、各社・各部門において具体的な戦略を立案・実行できる体制を構築する。
- (6) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社における取締役、監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。

- ② 当社は、BBSグループの企業集団としての業務の適正性と効率性を確保するために必要な「関係会社管理規程」を策定し、本規程に基づき、グループ会社の業務執行状況を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
- ③ グループ各社の代表取締役社長により構成される「グループ経営会議」を定期的に開催し、当社代表取締役による議事運営のもと、グループ各社の代表取締役社長はグループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告し、グループ経営執行上の重要課題の審議決定を行う。
- ④ 当社は、監査役が自らまたは監査役会を通じてBBSグループ全体の監視・監督を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人及び監査室との緊密な連携が維持できる体制を構築する。
- ⑤ 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役は、監査役がその職務を補助するために、監査役から求めがあったときは、代表取締役社長との間で意見交換を行い、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置する。
- (8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は、監査役がその職務を補助するために、監査役から求めがあったときは、代表取締役社長との間で意見交換を行い、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置する。
- ② 監査役は、監査役がその職務を補助するために、監査役から求めがあったときは、代表取締役社長との間で意見交換を行い、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置する。
- (9) 監査役がその職務を補助するために、監査役から求めがあったときは、代表取締役社長との間で意見交換を行い、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置する。
- ① 監査役は、監査役がその職務を補助するために、監査役から求めがあったときは、代表取締役社長との間で意見交換を行い、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置する。
- ② 監査役は、監査役がその職務を補助するために、監査役から求めがあったときは、代表取締役社長との間で意見交換を行い、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置する。

- (10) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社及び当社子会社の取締役は、取締役会において定期的にあるいは随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
  - ② 常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議、グループ経営会議等の重要な意思決定が行われる会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人から説明を求める。
  - ③ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、BBSグループ各社に重大な損失を与える事項が発生又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査役会に報告するものとする。
- (11) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
  - ② 通報者に不利益が及ばないよう内部通報窓口「コンプライアンス・ホットライン」への通報状況とその処理の状況を速やかに監査役に報告する。
- (12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (13) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会は、定期的に代表取締役社長と会合をもち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
  - ② 監査役は、監査室と密接な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。
  - ③ 監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

- ④ 監査役会の透明性、独立性を高めるため、法律が定める独立性要件を満足する社外監査役を任命する。
- ⑤ 監査役会は、必要に応じて、グループ各社の監査役と会合をもち、監査上の重要事項があれば報告を受け、意見交換を行う。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当期における具体的な運用状況は以下の通りです。

### (1) コンプライアンス体制

当社及びグループ各社では、毎年10月を「BBSグループ企業倫理月間」として、「BBSグループコンプライアンスガイドライン」に基づいて、法令遵守の体制に問題はないか、周囲にコンプライアンスリスクはないか等について、職場内で話し合い、リスクや課題の洗い出し、その解消、改善に努めております。

昨年10月には、当社及びグループ会社全社員を対象に「BBSグループコンプライアンスガイドライン」の内容が理解されているかを確認することを目的として、コンプライアンス研修を実施いたしました。さらに、当社及びグループ会社全社員を対象に日本取引所自主規制法人発行の「こんぷらくんのインサイダー取引規制Q&A」を配布し、インサイダー取引防止に関する知識の啓蒙に努めております。

本年1月には、インサイダー取引規制の適用除外に関する「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の改正に対応して、社内規程「自社株式等の売買に関する取扱規則」を改正いたしました。

### (2) リスク管理体制

事業の継続、発展を実現するため、適宜取締役会開催後に取締役会出席メンバーを出席者として「リスクマネジメント委員会」を開催しております。

全社組織としてはプロジェクトマネジメントの専門家を責任者として「PM推進室」を設置し、社内規程「プロジェクト管理規程」に従ってレビューを随時実施し、納期遅延、不具合発生の防止に努めております。

(3) グループガバナンス体制

BBSグループ各社の代表取締役社長を出席メンバーとする「グループ経営会議」を年12回開催し、出席メンバーによるグループ各社の営業成績、財務状況等について報告を実施し、グループ経営執行上の重要課題の審議決定を行いました。

本年2月に新たに当社の連結子会社になり、BBSグループの一員となりました株式会社BBSアウトソーシングサービスに対しては、社内規程を整備し、内部統制システムの構築に努めております。

(4) 監査役の監査体制

当社監査役会は常勤社外監査役1名、非常勤社外監査役3名の計4名で構成されています。各監査役が監査計画に基づき、当社グループの監査を実施しました。監査役会として、取締役会のほか、経営会議その他重要な会議に出席して情報収集に努め、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないかなどを監査しています。また、内部監査部門や会計監査人とも定期的な監査結果報告等以外に、随時相互連携を図っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は創業以来一貫して、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと考えております。利益配分につきましては、株主の皆様への安定的な利益配当を基本に、当期業績に基づく株主の皆様への利益還元と財務体質強化のための内部留保を総合的に勘案して実施する方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき14円とさせていただきます。既に、平成27年11月に実施済みの中間配当金1株当たり14円（うち、記念配当2円）と合わせまして、年間配当金は1株当たり28円となります。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                   | 負 債 の 部              |                   |
|--------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 科 目                | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>9,482,373</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>3,349,482</b>  |
| 現金及び預金             | 5,104,091         | 買掛金                  | 976,640           |
| 売掛金                | 3,505,158         | 1年内返済予定の長期借入金        | 100,000           |
| 仕掛品                | 143,713           | リース債務                | 9,496             |
| 貯蔵品                | 5,353             | 未払金                  | 284,754           |
| 繰延税金資産             | 338,176           | 未払法人税等               | 270,609           |
| その他                | 386,281           | 賞与引当金                | 722,625           |
| 貸倒引当金              | △399              | 役員賞与引当金              | 45,500            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>3,159,300</b>  | その他の引当金              | 53,147            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>245,331</b>    | その他                  | 886,711           |
| 建物                 | 133,983           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>2,294,433</b>  |
| 工具、器具及び備品          | 83,361            | 長期借入金                | 100,000           |
| 土地                 | 373               | リース債務                | 16,486            |
| リース資産              | 27,614            | 退職給付に係る負債            | 2,041,576         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>432,896</b>    | 従業員株式付与引当金           | 18,673            |
| のれん                | 220,121           | 役員報酬BIP信託引当金         | 13,259            |
| ソフトウェア             | 212,290           | その他                  | 104,439           |
| その他                | 485               | <b>負 債 合 計</b>       | <b>5,643,915</b>  |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>2,481,073</b>  | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| 投資有価証券             | 1,239,633         | 株 主 資 本              | 6,654,309         |
| 長期貸付金              | 20,000            | 資 本 金                | 2,233,490         |
| 繰延税金資産             | 644,344           | 資 本 剰 余 金            | 2,594,161         |
| その他                | 577,546           | 利 益 剰 余 金            | 3,382,129         |
| 貸倒引当金              | △450              | 自 己 株 式              | △1,555,471        |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>12,641,673</b> | その他の包括利益累計額          | △63,116           |
|                    |                   | その他有価証券評価差額金         | 28,447            |
|                    |                   | 退職給付に係る調整累計額         | △91,563           |
|                    |                   | 非支配株主持分              | 406,565           |
|                    |                   | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>6,997,758</b>  |
|                    |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>12,641,673</b> |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成27年 4月 1日から  
平成28年 3月 31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額          |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高                 |         | 20,540,313 |
| 売 上 原 価               |         | 16,921,216 |
| 売 上 総 利 益             |         | 3,619,097  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 2,727,645  |
| 営 業 利 益               |         | 891,452    |
| 営 業 外 収 益             |         |            |
| 受 取 利 息               | 16,331  |            |
| 受 取 配 当 金             | 33,628  |            |
| 保 険 事 務 手 数 料         | 2,340   |            |
| 助 成 金 収 入             | 15,128  |            |
| 保 険 解 約 益             | 522     |            |
| そ の 他                 | 5,955   | 73,904     |
| 営 業 外 費 用             |         |            |
| 支 払 利 息               | 2,587   |            |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 42,818  |            |
| そ の 他                 | 1,479   | 46,884     |
| 経 常 利 益               |         | 918,472    |
| 特 別 利 益               |         |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 66,459  | 66,459     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 984,931    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 430,249 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △42,646 | 387,603    |
| 当 期 純 利 益             |         | 597,328    |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 益 |         | 46,294     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 益 |         | 551,034    |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本   |           |           |            |             |
|------------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|
|                              | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自己株式       | 株主資本<br>合 計 |
| 当連結会計年度期首残高                  | 2,233,490 | 2,339,452 | 2,967,093 | △1,584,456 | 5,955,579   |
| 当連結会計年度変動額                   |           |           |           |            |             |
| 剰 余 金 の 配 当                  |           |           | △135,997  |            | △135,997    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |           |           | 551,034   |            | 551,034     |
| 自 己 株 式 の 取 得                |           |           |           | △240,030   | △240,030    |
| 自 己 株 式 の 処 分                |           | 254,710   |           | 269,015    | 523,725     |
| 株主資本以外の項目の当連<br>結会計年度変動額(純額) |           |           |           |            |             |
| 当連結会計年度変動額合計                 | —         | 254,710   | 415,037   | 28,985     | 698,731     |
| 当連結会計年度末残高                   | 2,233,490 | 2,594,161 | 3,382,129 | △1,555,471 | 6,654,309   |

|                              | その他の包括利益累計額                   |                               |                                 | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純 資 産<br>合 計 |
|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|------------------|--------------|
|                              | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 退 職 給 付 に<br>係 る<br>調 整 累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |                  |              |
| 当連結会計年度期首残高                  | 108,192                       | △49,464                       | 58,728                          | 364,447          | 6,378,754    |
| 当連結会計年度変動額                   |                               |                               |                                 |                  |              |
| 剰 余 金 の 配 当                  |                               |                               |                                 |                  | △135,997     |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |                               |                               |                                 |                  | 551,034      |
| 自 己 株 式 の 取 得                |                               |                               |                                 |                  | △240,030     |
| 自 己 株 式 の 処 分                |                               |                               |                                 |                  | 523,725      |
| 株主資本以外の項目の当連<br>結会計年度変動額(純額) | △79,745                       | △42,099                       | △121,844                        | 42,118           | △79,727      |
| 当連結会計年度変動額合計                 | △79,745                       | △42,099                       | △121,844                        | 42,118           | 619,005      |
| 当連結会計年度末残高                   | 28,447                        | △91,563                       | △63,116                         | 406,565          | 6,997,758    |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 10社
- ・連結子会社の名称 (株)ミックス  
グローバルセキュリティエキスパート(株)  
(株)ファイナンシャルブレインシステムズ  
(株)E P コンサルティングサービス  
(株)P LMジャパン  
(株)アイ・エス・エス  
(株)B B Sアウトソーシング  
(株)テクノウェアシンク  
(株)B B Sアウトソーシング熊本  
(株)B B Sアウトソーシングサービス

(株)B B Sアウトソーシング熊本については、平成28年1月6日付で新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

また、(株)B B Sアウトソーシングサービスについては、平成28年2月1日付で株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 BBS(Thailand)Co., Ltd.
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社又は関連会社数 一社

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

- ・非連結子会社の名称 BBS(Thailand)Co., Ltd.
- ・持分法を適用しない理由 非連結子会社は、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外してあります。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、複合金融商品全体を時価評価し評価差額は損益に計上しております。移動平均法による原価法

- ・時価のないもの

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～39年

器具備品 2～17年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・ソフトウェア（販売目的）

見込有効期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を償却しております。

- ・ソフトウェア（自社利用目的）

社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によって償却しております。

- ・その他

定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- |                   |                                                                                                   |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ハ. 役員賞与引当金        | 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。                                                         |
| ニ. 受注損失引当金        | ソフトウェアの請負契約に基づく開発等のうち、当事業年度末で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。 |
| ホ. 事業所移転損失引当金     | 事業所移転に伴い、発生が見込まれる固定資産除却損、原状回復費用、その他移転関連費用等について合理的な見積り額を計上しております。                                  |
| ヘ. 従業員株式付与引当金     | 当社従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、従業員向け株式交付規程に基づき、当社従業員に割り当てられるポイントの見込数に応じた株式の給付額を基礎として計上しております。          |
| ト. 役員報酬B I P信託引当金 | 当社及び当社のグループ会社の取締役に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役に割り当てられるポイントの見込数に応じた株式の給付額を基礎として計上しております。     |
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、その発生時の連結会計年度で一括して費用処理するほか、一部の連結子会社においてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準
- 受注制作のソフトウェア開発に係る売上高及び売上原価の計上基準
- イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる開発進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）
- ロ. その他の開発  
完成基準
- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却することとしております。  
また、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた連結会計年度に一時に償却しております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ・消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用に伴う変更)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

3. 連結貸借対照表等に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 221,810千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 8,000千株       | －千株          | －千株          | 8,000千株      |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 2,782千株       | －千株          | 303千株        | 2,479千株      |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の減少303千株は、第三者割当による自己株式の処分による減少250千株、従業員持株E S O P信託から従業員持株会への売却による減少53千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数には、従業員持株E S O P信託が保有する当社株式(当連結会計年度期首197千株、当連結会計年度末144千株)が含まれております。
3. 普通株式の自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託が保有する当社株式(当連結会計年度期首273千株、当連結会計年度末273千株)が含まれております。
4. 普通株式の自己株式の株式数には、平成27年6月23日開催の第48回定時株主総会において導入を決議いたしました役員報酬B I P信託が保有する当社株式(当連結会計年度末210千株)が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成27年4月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 68,257千円
- ・1株当たり配当金額 12円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月24日

ロ. 平成27年10月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 82,573千円
- ・1株当たり配当金額 14円
- ・基準日 平成27年9月30日
- ・効力発生日 平成27年11月30日

(注) 1. 上記の平成27年3月31日を基準日とする「配当金の総額」には、従業員持株E S O P信託が保有する株式に対する配当金2,364千円が含まれております。

2. 上記の平成27年3月31日を基準日とする「配当金の総額」には、株式付与E S O P信託が保有する株式に対する配当金3,276千円が含まれております。
3. 上記の平成27年9月30日を基準日とする「配当金の総額」には、従業員持株E S O P信託が保有する株式に対する配当金2,430千円が含まれております。
4. 上記の平成27年9月30日を基準日とする「配当金の総額」には、株式付与E S O P信託が保有する株式に対する配当金3,822千円が含まれております。
5. 上記の平成27年9月30日を基準日とする「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する株式に対する配当金2,940千円が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの  
平成28年4月28日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

|            |            |
|------------|------------|
| ・配当金の総額    | 86,073千円   |
| ・配当の原資     | 利益剰余金      |
| ・1株当たり配当金額 | 14円        |
| ・基準日       | 平成28年3月31日 |
| ・効力発生日     | 平成28年6月24日 |

- (注) 1. 上記の「配当金の総額」には、従業員持株E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金2,022千円が含まれております。
2. 上記の「配当金の総額」には、株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金3,822千円が含まれております。
3. 上記の「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金2,940千円が含まれております。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として預金等を中心として元本が保証されるか若しくはそれに準じる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。また、短期的な資金調達については銀行借入によりますが、長期にわたる投資資金は銀行借入及び増資にて調達する方針であります。余剰資金の運用を目的として、特性を評価し、安全性が高いと判断されたデリバティブを組み込んだ複合金融商品を利用しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、原則として1ヶ月以内の回収を基本としております。当該リスクに関しては、当社グループの経理規程に従い、経理部が取引先ごとの期日管理及び残高管理を毎月行うとともに、回収遅延のおそれのあるときは営業部門と連絡を取り、速やかに適切な処理を取るようしております。

投資有価証券である株式、債券（組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品を含む）、投資信託は、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。株式は主に業務上の関係を有する企業の株式であります。定期的の時価や発行体企業の財務状況を把握しております。債券は、金利や市場価格の変動リスクに晒されていますが、金融市況の変動状況等を定期的に把握をしております。投資信託については市場環境等の継続的なモニタリングを通して保有状況の見直しの検討をしておりま

す。営業債務である買掛金は、原則として1ヶ月以内の支払期日となっております。借入金は、自己株式取得に係る政策的な資金調達であります。当社グループの基本方針として所要資金については原則として自己資金で賄うこととし、グループ各社の必要資金は親会社である当社が貸付金又は増資引受により子会社に融通又は供与することとしております。

営業債務や短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの管理方法をとるとともに、資金供給元である当社において手元流動性を高水準に保つことによりリスクを回避しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

|            | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|------------|--------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 5,104,091          | 5,104,091 | —       |
| (2) 売掛金    | 3,505,158          | 3,505,158 | —       |
| (3) 投資有価証券 | 1,208,546          | 1,208,546 | —       |
| 資産計        | 9,817,795          | 9,817,795 | —       |
| (1) 買掛金    | 976,640            | 976,640   | —       |
| (2) 長期借入金  | 100,000            | 99,529    | △471    |
| 負債計        | 1,076,640          | 1,076,169 | △471    |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|-------|-----------------|
| 非上場株式 | 31,088          |

3. 金銭債権及び満期がある投資有価証券の連結決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 5,103,011    | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 3,505,158    | —                   | —                    | —            |
| 投資有価証券 | —            | 300,000             | 500,000              | —            |
| 合計     | 8,609,249    | 300,000             | 500,000              | —            |

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | —            | 100,000             | —                   | —                   | —                   | —           |
| 合計    | —            | 100,000             | —                   | —                   | —                   | —           |

6. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,193円91銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 103円56銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引 (従業員持株E S O P信託) )

当社は従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、「従業員持株E S O P信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

従業員持株E S O P信託は、当社従業員持株会の「BBSグループ従業員持株会」(以下「持株会」という。)が5年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を一括取得し、毎月一定日に持株会へ売却を行います。

## (2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

## (3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前連結会計年度87,022千円、当連結会計年度63,786千円で、株主資本において自己株式として計上しております。

また、当該株式の期末株式数は、前連結会計年度197千株、当連結会計年度144千株、期中平均株式数は、前連結会計年度220千株、当連結会計年度171千株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

## (従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引（株式付与E S O P信託））

当社は従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることを主たる目的として、信託を通じて自社の株式を交付する「株式付与E S O P信託」を導入しております。

## (1) 取引の概要

当社が従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定しております。当該信託は、予め定める従業員向け株式交付規程に基づき、従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を一括取得し、その後、従業員向け株式交付規程に従い、当社株式を従業員に交付します。

## (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度280,371千円、273千株、当連結会計年度280,371千円、273千株であります。

## (役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引（役員報酬B I P信託））

当社は、当社及び当社のグループ会社（以下併せて「対象会社」という。）の取締役を対象に、これまで以上に対象会社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、信託を通じて当社株式を交付する「役員報酬B I P信託」を導入しております。

## (1) 取引の概要

各対象会社が拠出する取締役の報酬額を原資として、役位及び業績達成度等に応じて当社株式が交付される株式報酬制度であります。ただし、取締役が当社株式の交付を受けるのは、平成29年6月及び取締役退任時となります。

## (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度240,030千円、210千株であります。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部              |                  |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>4,528,716</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>1,975,222</b> |
| 現金及び預金             | 2,366,675        | 買掛金                  | 495,461          |
| 売掛金                | 1,634,663        | 関係会社短期借入金            | 500,000          |
| 仕掛品                | 72,844           | 1年内返済予定の長期借入金        | 100,000          |
| 貯蔵品                | 4,588            | リース債務                | 8,716            |
| 未収還付法人税等           | 11,533           | 未払金                  | 113,955          |
| 前渡金                | 37,092           | 未払費用                 | 59,365           |
| 前払費用               | 20,610           | 未払法人税等               | 16,760           |
| 関係会社短期貸付金          | 20,000           | 未払消費税等               | 44,796           |
| 繰延税金資産             | 171,563          | 前受り金                 | 79,505           |
| その他                | 189,148          | 預り金                  | 89,988           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>4,104,590</b> | 前受り収益                | 8,164            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>159,939</b>   | 賞与引当金                | 385,365          |
| 建物                 | 81,296           | 役員賞与引当金              | 20,000           |
| 工具、器具及び備品          | 52,358           | 株主優待引当金              | 13,400           |
| リース資産              | 26,285           | 受注損失引当金              | 39,747           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>175,410</b>   | <b>固 定 負 債</b>       | <b>1,227,857</b> |
| ソフトウェア             | 175,320          | 長期借入金                | 100,000          |
| その他                | 90               | リース債務                | 16,355           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>3,769,241</b> | 長期未払金                | 59,325           |
| 投資有価証券             | 1,216,602        | 退職給付引当金              | 799,588          |
| 関係会社株式             | 1,968,860        | 従業員株式付与引当金           | 18,673           |
| 関係会社長期貸付金          | 100,000          | 役員報酬BIP信託引当金         | 6,401            |
| 繰延税金資産             | 327,979          | 預り保証金                | 107,500          |
| 敷金及び保証金            | 262,896          | 長期預り金                | 120,015          |
| 施設利用会員権            | 93,465           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>3,203,079</b> |
| その他                | 66,012           | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| 投資損失引当金            | △266,573         | 株主資本                 | 5,401,803        |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>8,633,306</b> | 資本金                  | 2,233,490        |
|                    |                  | 資本剰余金                | 2,599,508        |
|                    |                  | 資本準備金                | 1,033,711        |
|                    |                  | その他資本剰余金             | 1,565,797        |
|                    |                  | 利益剰余金                | 2,124,276        |
|                    |                  | 利益準備金                | 81,809           |
|                    |                  | その他利益剰余金             | 2,042,467        |
|                    |                  | 別途積立金                | 201,000          |
|                    |                  | 繰越利益剰余金              | 1,841,467        |
|                    |                  | 自己株                  | △1,555,471       |
|                    |                  | 評価・換算差額等             | 28,424           |
|                    |                  | その他有価証券評価差額金         | 28,424           |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>5,430,227</b> |
|                    |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>8,633,306</b> |

# 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 9,452,250 |
| 売 上 原 価               |         | 7,735,387 |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,716,863 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,495,171 |
| 営 業 利 益               |         | 221,692   |
| 営 業 外 収 益             |         | 108,063   |
| 営 業 外 費 用             |         | 53,737    |
| 経 常 利 益               |         | 276,018   |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 66,459  | 66,459    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 342,477   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 132,604 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △907    | 131,697   |
| 当 期 純 利 益             |         | 210,780   |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |             |             |
|-------------------------|-----------|-----------|-------------|-------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |             | 資 本 剰 余 金 計 |
|                         |           | 資 本 準 備 金 | そ の 他 剰 余 金 |             |
| 当 期 首 残 高               | 2,233,490 | 1,033,711 | 1,311,087   | 2,344,798   |
| 当 期 変 動 額               |           |           |             |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |           |             |             |
| 当 期 純 利 益               |           |           |             |             |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |           |             |             |
| 自 己 株 式 の 処 分           |           |           | 254,710     | 254,710     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |           |           |             |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —         | —         | 254,710     | 254,710     |
| 当 期 末 残 高               | 2,233,490 | 1,033,711 | 1,565,797   | 2,599,508   |

|                         | 株 主 資 本   |                 |               |             |
|-------------------------|-----------|-----------------|---------------|-------------|
|                         | 利 益 剰 余 金 |                 |               | 利 益 剰 余 金 計 |
|                         | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               |             |
| 別 途 積 立 金               |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 繰 越 利 益 剰 余 金 |             |
| 当 期 首 残 高               | 81,809    | 201,000         | 1,766,684     | 2,049,492   |
| 当 期 変 動 額               |           |                 |               |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |                 | △135,997      | △135,997    |
| 当 期 純 利 益               |           |                 | 210,780       | 210,780     |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |                 |               |             |
| 自 己 株 式 の 処 分           |           |                 |               |             |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |           |                 |               |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —         | —               | 74,783        | 74,783      |
| 当 期 末 残 高               | 81,809    | 201,000         | 1,841,467     | 2,124,276   |

|                                     | 株 主 資 本    |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |                     | 純 資 産 計   |
|-------------------------------------|------------|-------------|-------------------------|---------------------|-----------|
|                                     | 自 己 株 式    | 株 主 資 本 計 合 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                           | △1,584,456 | 5,043,324   | 108,395                 | 108,395             | 5,151,719 |
| 当 期 変 動 額                           |            |             |                         |                     |           |
| 剰 余 金 の 配 当                         |            | △135,997    |                         |                     | △135,997  |
| 当 期 純 利 益                           |            | 210,780     |                         |                     | 210,780   |
| 自 己 株 式 の 取 得                       | △240,030   | △240,030    |                         |                     | △240,030  |
| 自 己 株 式 の 処 分                       | 269,015    | 523,725     |                         |                     | 523,725   |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) |            |             | △79,971                 | △79,971             | △79,971   |
| 当 期 変 動 額 合 計                       | 28,985     | 358,478     | △79,971                 | △79,971             | 278,507   |
| 当 期 末 残 高                           | △1,555,471 | 5,401,803   | 28,424                  | 28,424              | 5,430,227 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・ 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

③ たな卸資産

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・ 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～18年

器具備品 2～15年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

・ ソフトウェア（販売目的）

見込有効期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を償却しております。

・ ソフトウェア（自社利用目的）

社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によって償却しております。

- ・その他
- ③ リース資産
 

定額法を採用しております。  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金
 

売掛金等の債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金
 

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - ③ 投資損失引当金
 

投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
  - ④ 役員賞与引当金
 

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
  - ⑤ 退職給付引当金
 

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

    - ・退職給付見込額の期間帰属方法
 

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
    - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
 

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の事業年度で一括して処理しております。
  - ⑥ 株主優待引当金
 

将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待対象株主数に基づいて、翌期以降に発生すると見込まれる額を計上しております。
  - ⑦ 受注損失引当金
 

ソフトウェアの請負契約に基づく開発等のうち、当事業年度末で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
  - ⑧ 従業員株式付与引当金
 

当社従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、従業員向け株式交付規程に基づき、当社従業員に割り当てられるポイントの見込数に応じた株式の給付額を基礎として計上しております。
  - ⑨ 役員報酬B I P信託引当金
 

当社及び当社のグループ会社の取締役に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役が割り当てられるポイントの見込数に応じた株式の給付額を基礎として計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア開発に係る売上高と売上原価の計上基準

- ・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる開発進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

- ・その他の開発

完成基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ・消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 184,196千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- ① 短期金銭債権 47,171千円
- ② 短期金銭債務 122,534千円
- ③ 長期金銭債務 227,515千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 売上高 50,831千円
- ② 仕入高 330,965千円
- ③ 営業取引以外の取引高 62,567千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 2,782千株     | -千株        | 303千株      | 2,479千株    |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の減少303千株は、第三者割当による自己株式の処分による減少250千株、従業員持株E S O P信託から従業員持株会への売却による減少53千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数には、従業員持株E S O P信託が保有する当社株式（当事業年度期首197千株、当事業年度末144千株）が含まれております。
3. 普通株式の自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託が保有する当社株式（当事業年度期首273千株、当事業年度末273千株）が含まれております。
4. 普通株式の自己株式の株式数には、平成27年6月23日開催の第48回定時株主総会において導入を決議いたしました役員報酬B I P信託が保有する当社株式（当事業年度末210千株）が含まれております。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産       |           |
| 未払事業税        | 3,502千円   |
| 賞与引当金        | 118,885千円 |
| 未払費用         | 18,266千円  |
| 受注損失引当金      | 12,262千円  |
| 仕掛品          | 17,658千円  |
| 退職給付引当金      | 245,000千円 |
| 長期未払金        | 18,165千円  |
| 投資有価証券       | 4,830千円   |
| 施設利用会員権      | 7,987千円   |
| 投資損失引当金      | 81,625千円  |
| 従業員株式付与引当金   | 5,761千円   |
| 役員報酬BIP信託引当金 | 1,975千円   |
| その他          | 10,423千円  |
| 繰延税金資産小計     | 546,339千円 |
| 評価性引当額       | △34,253千円 |
| 繰延税金資産合計     | 512,086千円 |
| 繰延税金負債       |           |
| その他有価証券評価差額金 | △12,544千円 |
| 繰延税金資産の純額    | 499,542千円 |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 33.1% |
| (調整)                 |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 3.9%  |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △5.4% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 7.9%  |
| 住民税均等割               | 2.7%  |
| 評価性引当額の増減額 (△は減少)    | △3.7% |
| 所得拡大促進税制特別税額控除       | △2.7% |
| その他                  | 2.7%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 38.5% |

### (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は26,260千円減少し、法人税等調整額が26,965千円、その他有価証券評価差額金が705千円増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 減価償却費相当額の算定方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (2) 利息相当額の算定方法  
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。
- (3) 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称               | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係       | 取引内容      | 取引金額(千円) | 科目        | 期末残高(千円) |
|-----|----------------------|-------------------|-----------------|-----------|----------|-----------|----------|
| 子会社 | (株)ファイナンシャルプレインシステムズ | 所有<br>直接90.6      | 当社のシステム開発の一部を担当 | 資金の借入(注)1 | 500,000  | 関係会社短期借入金 | 500,000  |
|     |                      |                   |                 | 利息の支払(注)1 | 5,000    | —         | —        |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. グループとしての資金管理の効率化を目的としたグループ内金銭消費貸借制度により、(株)ファイナンシャルプレインシステムズが当社に預け入れたものであります。  
また、利息の利率については市場金利を勘案して決定しております。
2. 取引金額に消費税は含まれておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 983円62銭
- (2) 1株当たり当期純利益 39円61銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

## 11. その他の注記

### 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引 (従業員持株E S O P信託) )

当社は従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、「従業員持株E S O P信託」を導入しております。

#### (1) 取引の概要

従業員持株E S O P信託は、当社従業員持株会の「BBSグループ従業員持株会」(以下「持株会」という。)が5年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を一括取得し、毎月一定日に持株会へ売却を行います。

#### (2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

#### (3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前事業年度87,022千円、当事業年度63,786千円で、株主資本において自己株式として計上しております。

また、当該株式の期末株式数は、前事業年度197千株、当事業年度144千株、期中平均株式数は、前事業年度220千株、当事業年度171千株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引 (株式付与E S O P信託) )

当社は従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることを主たる目的として、信託を通じて自社の株式を交付する「株式付与E S O P信託」を導入しております。

#### (1) 取引の概要

当社が従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定しております。当該信託は、予め定める従業員向け株式交付規程に基づき、従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を一括取得し、その後、従業員向け株式交付規程に従い、当社株式を従業員に交付します。

#### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度280,371千円、273千株、当事業年度280,371千円、273千株であります。

(役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引(役員報酬B I P信託))

当社は、当社及び当社のグループ会社(以下併せて「対象会社」という。)の取締役を対象に、これまで以上に対象会社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、信託を通じて当社株式を交付する「役員報酬B I P信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

各対象会社が抛出する取締役の報酬額を原資として、役位及び業績達成度等に応じて当社株式が交付される株式報酬制度であります。ただし、取締役が当社株式の交付を受けるのは、平成29年6月及び取締役退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度240,030千円、210千株であります。

招  
集  
ご  
通  
知

事  
業  
報  
告

計  
算  
書  
類

監  
査  
報  
告

株  
主  
総  
会  
参  
考  
書  
類

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月25日

株式会社ビジネスブレイン太田昭和  
取締役会 御中

ひびき監査法人  
代表社員 公認会計士 倉持政義 ㊟  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 田中弘司 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビジネスブレイン太田昭和の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジネスブレイン太田昭和及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月25日

株式会社ビジネスブレイン太田昭和  
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 倉持政義 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 田中弘司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビジネスブレイン太田昭和の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5月25日

株式会社ビジネスブレイン太田昭和 監査役会

|              |   |   |   |    |   |
|--------------|---|---|---|----|---|
| 常勤監査役(社外監査役) | 岩 | 渕 | 信 | 夫  | Ⓢ |
| 社外監査役        | 渋 | 谷 | 道 | 夫  | Ⓢ |
| 社外監査役        | 立 | 岡 | 繁 |    | Ⓢ |
| 社外監査役        | 古 | 谷 | 伸 | 太郎 | Ⓢ |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                        | 変 更 案                                           |
|--------------------------------|-------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                        | 第1章 総 則                                         |
| 第1条～第3条 (条文省略)                 | 第1条～第3条 (現行どおり)                                 |
| (機 関)                          | (機 関)                                           |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。                  |
| (1) 取締役会                       | (1) 取締役会                                        |
| (2) <u>監査役</u>                 | (2) <u>監査等委員会</u>                               |
| (3) <u>監査役会</u>                | (削 除)                                           |
| (4) 会計監査人                      | (3) <u>会計監査人</u>                                |
| 第5条～第18条 (条文省略)                | 第5条～第18条 (現行どおり)                                |
| 第4章 取締役および取締役会                 | 第4章 取締役および取締役会                                  |
| (員 数)                          | (員 数)                                           |
| 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。         | 第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く)</u> は、10名以内とする。 |
| (新 設)                          | 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u>              |

| 現 行 定 款                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選任方法)<br/>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)<br/>3. (条文省略)<br/>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>               | <p>(選任方法)<br/>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)<br/>3. (現行どおり)<br/>4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u><br/>5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間内は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |
| <p>(任 期)<br/>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の<u>終結のとき</u>までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(任 期)<br/>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                         |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>                                                 | <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> |
| <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                              | <p><u>(重要な業務執行の委任)</u><br/>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>                                                                  |
| <p>第25条～第26条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                   | <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                              |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)<br/>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                       | <p>(報酬等)<br/>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                   |
| <p>(取締役との責任限定契約)<br/>第28条 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> | <p>(取締役との責任限定契約)<br/>第29条 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> |
| (新 設)                                                                                                                                                            | 第 5 章 監査等委員会                                                                                                                                                     |
| (新 設)                                                                                                                                                            | <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p>                                                                                                                                         |
| (新 設)                                                                                                                                                            | <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</u></p>                                                                                                       |
| (新 設)                                                                                                                                                            | <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p>                                                                                                                                      |
| (新 設)                                                                                                                                                            | <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>         |
| (新 設)                                                                                                                                                            | <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p>                                                                                                                                         |
| (新 設)                                                                                                                                                            | <p>第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>                                                                                           |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 現 行 定 款                                                                      | 変 更 案 |
|------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>第5章 監査役および監査役会</u>                                                        | (削 除) |
| (員 数)                                                                        |       |
| <u>第29条 当会社の監査役は、6名以内とする。</u>                                                | (削 除) |
| (選任方法)                                                                       |       |
| <u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u>                                               | (削 除) |
| 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>   | (削 除) |
| (任 期)                                                                        |       |
| <u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u>           | (削 除) |
| 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u>           | (削 除) |
| (常勤の監査役)                                                                     |       |
| <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>                                       | (削 除) |
| (監査役会の招集通知)                                                                  |       |
| <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> | (削 除) |
| 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>                         | (削 除) |

| 現 行 定 款                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (監査役会規程)                                                                                                                    |                                                                                                                                                              |
| 第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>                                                                   | (削 除)                                                                                                                                                        |
| (報酬等)                                                                                                                       |                                                                                                                                                              |
| 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>                                                                                        | (削 除)                                                                                                                                                        |
| (監査役との責任限定契約)                                                                                                               |                                                                                                                                                              |
| 第36条 <u>当社は、監査役との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> | (削 除)                                                                                                                                                        |
| 第6章 計 算                                                                                                                     | 第6章 計 算                                                                                                                                                      |
| 第37条～第40条 (条文省略)                                                                                                            | 第33条～第36条 (現行どおり)                                                                                                                                            |
| (新 設)                                                                                                                       | 附 則                                                                                                                                                          |
|                                                                                                                             | <u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u><br><u>平成28年6月開催の第49回定時株主総会終結前における監査役(監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</u> |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（10名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | いし かわ とし ひこ<br>石 川 俊 彦<br>(昭和26年9月6日生)  | 昭和52年4月 昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所<br>昭和56年3月 当社入社<br>平成3年6月 当社取締役<br>平成9年6月 当社常務取締役<br>平成13年6月 当社取締役（非常勤）<br>平成14年10月 当社常務取締役<br>平成16年6月 当社専務取締役<br>平成17年4月 当社専務取締役営業本部長<br>平成20年6月 当社取締役副社長営業本部長<br>平成21年4月 当社代表取締役社長（現任）                                                                                           | 76,900株    |
| 2     | かみ むら まさ ひろ<br>神 村 昌 宏<br>(昭和27年4月23日生) | 昭和53年4月 秩父セメント株式会社（現秩父太平洋セメント株式会社）入社<br>昭和59年1月 当社入社<br>平成15年4月 当社執行役員営業本部長<br>平成15年6月 当社取締役<br>平成17年6月 当社常務取締役ソリューション本部長<br>平成20年6月 当社専務取締役<br>平成22年4月 当社取締役専務執行役員グループ営業統括<br>平成23年4月 当社取締役専務執行役員グループ事業統括<br>平成25年6月 当社代表取締役専務執行役員グループ事業統括（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社P L Mジャパン代表取締役<br>株式会社B B Sアウトソーシングサービス代表取締役 | 45,500株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | の ぎき まさ ゆき<br>野 崎 正 幸<br>(昭和35年4月9日生)   | 昭和58年4月 昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所<br>昭和60年7月 当社入社<br>平成15年4月 当社理事コンサルティング事業部長<br>平成15年6月 当社取締役<br>平成17年4月 当社取締役コンサルティング本部長<br>平成22年4月 当社取締役執行役員コンサルティング本部長<br>平成23年4月 当社取締役執行役員グループ管理統括兼管理本部長<br>平成26年4月 当社取締役常務執行役員グループ管理統括兼管理本部長(現任)                    | 49,400株    |
| 4     | こ みや かず ひろ<br>小 宮 一 浩<br>(昭和37年9月29日生)  | 平成2年7月 井上監査法人入所<br>平成10年3月 当社入社<br>平成15年4月 当社C P A室長<br>平成18年4月 当社理事<br>平成20年4月 当社アカウンティングコンサルティング本部長<br>平成23年4月 当社執行役員コンサルティング統括本部長<br>平成25年6月 当社取締役執行役員コンサルティング統括本部長<br>平成27年4月 当社取締役常務執行役員コンサルティング統括本部長(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社B B Sアウトソーシング代表取締役 | 5,900株     |
| 5     | まつ もと しょう じ<br>松 本 松 仁<br>(昭和34年8月30日生) | 昭和58年3月 当社入社<br>平成17年4月 当社大阪支店長<br>平成19年4月 当社理事大阪支店長<br>平成21年4月 当社執行役員大阪支店長<br>平成23年6月 当社取締役執行役員大阪支店長<br>平成26年4月 当社取締役執行役員グループ調達統括兼調達本部長(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社アイ・エス・エス代表取締役                                                                        | 18,300株    |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                      | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                           | 所 有 す る 当<br>社 株 式 の 数 |
|-----------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 6         | まつ い まさ し<br>松 井 雅 史<br>(昭和37年4月18日生)   | 昭和59年4月 当社入社<br>平成21年4月 当社理事ソリューション本部副<br>本部長<br>平成22年4月 当社理事ソリューション本部長<br>平成23年4月 当社執行役員ソリューション本<br>本部長<br>平成26年4月 当社執行役員グループ製造統括<br>兼ソリューション統括本部長<br>平成26年6月 当社取締役執行役員グループ製<br>造統括兼ソリューション統括本<br>部長 (現任)                                                                                                 | 10,500株                |
| 7         | いの うえ のり ひさ<br>井 上 典 久<br>(昭和38年8月3日生)  | 昭和61年4月 コンピューターサービス株式会<br>社 (現SCSK株式会社) 入社<br>平成15年7月 ハイペリオン株式会社入社<br>平成22年8月 当社入社<br>平成25年4月 当社理事営業企画推進本部長<br>平成26年4月 当社執行役員営業企画推進本部<br>長<br>平成27年6月 当社取締役執行役員営業企画推<br>進本部長<br>平成28年4月 当社取締役執行役員ソリューシ<br>ョン統括副本部長兼営業企画推<br>進本部長 (現任)                                                                      | 1,100株                 |
| 8         | うめ ざわ けい じ<br>梅 澤 恵 二<br>(昭和33年11月12日生) | 昭和58年4月 株式会社三洋ソフトウェアサー<br>ビス入社<br>平成9年12月 株式会社ファイナンシャルブレ<br>インシステムズ入社<br>平成11年4月 同社管理本部長<br>平成15年6月 同社常務取締役営業本部長<br>平成19年4月 同社常務取締役開発本部長<br>平成20年6月 同社専務取締役<br>平成21年6月 同社代表取締役専務<br>平成25年6月 当社取締役 (現任)<br>平成25年6月 株式会社ファイナンシャルブレ<br>インシステムズ代表取締役社長<br>(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ<br>代表取締役 | 9,500株                 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 9     | 井上雅行<br>(昭和30年7月16日生) | 昭和53年4月 株式会社日立製作所入社<br>平成21年10月 同社情報・通信システム社 情報通信グループゼネラルマーケティング統括本部長<br>平成23年4月 株式会社日立ハイシステム 21代表取締役社長<br>平成25年4月 株式会社日立ソリューションズ 常務執行役員営業統括本部長<br>平成27年4月 同社取締役常務執行役員営業統括本部長 (現任)<br>平成27年6月 当社取締役 (現任) | 一株         |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 井上雅行氏は、社外取締役候補者であります。
3. 井上雅行氏を社外取締役候補者とした理由は、システム会社の役員としての豊富な経験と見識を有し、一般投資家保護の観点で、経営陣から独立して提言・監督することができるかと判断し候補者としております。
- なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社と井上雅行氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、同氏の再任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。
5. 当社は、井上雅行氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 岩 渕 信 夫<br>(昭和28年2月28日生)    | 昭和50年2月 監査法人太田哲三事務所(現新日本有限責任監査法人)入所<br>平成9年7月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員<br>平成26年7月 当社常勤監査役(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社ウイルプラスホールディングス社外監査役       | 一株         |
| 2     | 長 谷 川 洋 一<br>(昭和23年10月2日生)  | 昭和50年10月 ダイワ精工株式会社入社<br>平成7年10月 コブラゴルフジャパン株式会社社長<br>平成10年3月 リンクスゴルフジャパン株式会社社長<br>平成27年6月 当社取締役(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社東京ロジテック顧問<br>株式会社エミー顧問 | 一株         |
| 3     | 古 谷 伸 太 郎<br>(昭和28年12月23日生) | 昭和52年11月 昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所<br>平成11年5月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員<br>平成26年6月 当社監査役(現任)                                                     | 一株         |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 岩渕信夫氏、長谷川洋一氏、古谷伸太郎氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 岩渕信夫氏及び古谷伸太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的な見地から、経営の監視や適切な助言を期待しております。また会社財務・法務に精通しており、会社経営を統轄する十分な見識を有しております。  
 なお、両氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として適任であると判断しております。

4. 長谷川洋一氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と東南アジアに関する見識があり、当社のグローバル展開にあたって、経営陣から独立してリスク管理を含めた助言・監督をすることができると判断し候補者としております。  
なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、岩瀬信夫氏、長谷川洋一氏、古谷伸太郎氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また3氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。
6. 当社は、岩瀬信夫氏、長谷川洋一氏、古谷伸太郎氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、3氏が選任された場合は、改めて3氏を独立役員として届け出る予定であります。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| しづやみちお<br>渋谷道夫<br>(昭和20年6月5日生) | 昭和49年4月 昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所<br>平成3年5月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員<br>平成12年5月 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)常任理事<br>平成22年6月 当社監査役<br>平成23年6月 当社常勤監査役<br>平成26年7月 当社監査役(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社新生銀行社外監査役 | 1,000株     |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渋谷道夫氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 渋谷道夫氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的な見地から、経営の監視や適切な助言を期待しております。また会社財務・法務に精通しており、会社経営を統轄する十分な見識を有しております。
- なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は、渋谷道夫氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また渋谷道夫氏が社外取締役に就任した場合には、同様の内容の契約を締結する予定であります。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成4年6月26日開催の第25回定時株主総会において、年額270百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、9名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものであります。

**第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものであります。

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 株主総会会場ご案内図

東京都港区西新橋一丁目2番9号  
日比谷セントラルビル21階 会議室  
TEL (03) 3507-1300

地下鉄三田線「内幸町駅」A4出口徒歩2分  
地下鉄銀座線「虎ノ門駅」9番出口徒歩7分  
地下鉄丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」C3出口徒歩8分  
JR線「新橋駅」日比谷口徒歩8分



- 駐車場の準備はいたしておりませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
- 会場の都合上、ご入場になれますのは午前9時からとなりますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。